

令和 7 年度（2025 年度）

熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議

関係資料

1 総論 P 1 ~ P 1 1

2 施設各論 P 1 2 ~ P 2 2

3 様式集・質問票 P 2 3 ~ P 4 8

4 既存施設配置状況 P 4 9 ~ P 5 4

熊本市介護事業指導課

1 総論

令和7年度（2025年度）熊本市高齢介護福祉施設整備について

1. 基本方針

本市では、第9期の熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）において、令和7年度（2025年度）末における施設整備の目標数を定めており、今回、当該目標数の達成に向け事前協議を行うものです。

審査に当たっては、基準・関係法令等への適合の確認はもとより、はつらつプランを踏まえた加点や熊本市立地適正化計画で定める居住誘導区域における整備への加点等を行い、採択施設を決定します。

2. スケジュール

日程	内容
9月24日（火） 午前9時30分～	説明会
9月25日（水）～	事前協議書類 受付開始
11月25日（月）午後5時必着	事前協議書類 提出期限 熊本市役所10階 介護事業指導課に1部提出
11月26日（火） ～12月27日（金）	照会期間
1月上旬～1月下旬頃	現地調査 法人ヒアリング （日時等別途通知）
2月上旬～2月下旬頃	庁内審査会 外部委員審査部会
2月下旬頃	結果通知
令和7年度（時期未定）	補助金内示

※ 都合によりスケジュールを変更することがあります。

3. 施設ごとの整備方針

整備予定施設・整備予定数等は次のとおりです。施設ごとの詳しい内容については、施設各論を確認してください。

施設	整備予定数	備考
【創設】 広域型特別養護老人ホーム（30床以上）	60床以下×1施設 （床数に応じて施設数は変わる）	・個室ユニット型 ・令和9年（2027年）4月1日までに開設（2ヵ年事業） ・未整備の地域に限らないが当該地域の場合加点あり（4 既存施設配置状況参照）
【増床】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型 いずれの施設でも可	30床以下 （床数に応じて施設数は変わる）	・指定済みの特別養護老人ホームに限る ・令和8年（2026年）4月1日までに増床 ・従来型の施設は従来型個室で、ユニット型の施設はユニット型個室による増床に限る ・整備地域に限りはない
【ショートステイからの転換】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型 いずれの施設でも可	13床以下 （床数に応じて施設数は変わる）	・特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型は問わない。）と一体的に運営が行われる短期入所生活介護（以下、「ショートステイ」という。）からの転換に限る ・転換後の居室は個室に限る ・申請日時点でショートステイの指定を受けている事業所を対象とする ・令和8年（2026年）4月1日までに転換 ・地域に限りはないが、施設の整備状況に応じて加点あり（4 既存施設配置状況参照）
認知症高齢者 グループホーム	9床×2ユニット （18床以下）	・施設創設の場合は、1施設当たり2ユニットを上限とする ・既存施設の増床の場合は、1施設当たり既存ユニットと増床ユニットの合計が3ユニットを上限とする ・令和8年（2026年）4月1日までに開設 ・未整備の地域に限らないが当該地域の場合加点あり（4 既存施設配置状況参照）

小規模多機能型 居宅介護事業所 (サテライト型事業所 含む)	1 施設	・ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 1 日までに開設 ・ 未整備の地域に限らないが当該地域の場合加点あり (4 既存施設配置状況参照)
看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (サテライト型事業所 含む)	3 施設	・ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 1 日までに開設 ・ 未整備の地域に限らないが当該地域の場合加点あり (4 既存施設配置状況参照)
特定施設入居者生活 介護事業所 (混合型) ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者 向け住宅 ・ 軽費老人ホーム	1 0 3 床以下	・ 既存施設への指定又は既存特定施設の増床に限る (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は軽費老人ホームに限る) ・ 既存施設とは、申請日時点で事業開始している施設 (無届有料老人ホームを除く) を対象とする ・ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 1 日までに開設 ・ 推定利用定員は入居定員総数の 7 割 (入居定員総数 $103 \times 0.7 = 72$ 人) ・ 未整備の地域に限らない
特定施設入居者生活 介護事業所 (混合型) ・ 養護老人ホーム	5 0 床以下	・ 既存施設への指定又は既存特定施設の増床に限る (養護老人ホームに限る) ・ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 4 月 1 日までに開設 ・ 推定利用定員は入居定員総数の 7 割 (入居定員総数 $50 \times 0.7 = 35$ 人) ・ 未整備の地域に限らない

※ これらはいくまで現時点での予定数であり、都合により変更する可能性があります。変更があった場合も市は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

4. 熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金及び熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金について

補助金については、地域医療介護総合確保基金を財源とした、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業及び熊本県施設開設準備経費助成特例対策事業を活用する予定です。

現時点では令和7年度（2025年度）の補助単価が未定のため、次のとおり令和5年度（2023年度）の単価を目安として提示しますが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではありませんので、余裕を持った資金計画を立ててください。また、補助金を活用する場合は、補助財産を担保にする抵当権等の設定に制限もありますのでご注意ください。

なお、補助金がない場合の整備の意向について、事前協議書類で確認します。

（1）熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金

施設	1施設当たり金額	単価上限・下限等
【創設】 広域型特別養護老人ホーム （30床以上）	210,000千円 ※60床の場合	【市】1床 3,500千円 ※個室ユニット型施設とする
【増床】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型いずれの施設でも可	●増築を伴うかつ広域型又は広域型となる増床の場合 35,000千円 ※10床の場合 ●増築を伴うかつ地域密着型の場合 20,000千円 ～ 48,800千円 ※10床の場合 ●増築を伴わない場合 現時点で制度なし	●増築を伴うかつ広域型又は広域型となる増床の場合 【市】1床 3,500千円 ●増築を伴うかつ地域密着型の場合 【県】1床 2,000～4,880千円 ※地域密着型の増床（ユニット）の場合についてはQ&Aに掲載
【ショートステイから転換】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型いずれの施設でも可	現時点で制度なし	

認知症高齢者 グループホーム	15,000千円 ～ 36,600千円	【県】1施設 15,000～36,600千円 ※増床（ユニット）の場合について はQ & Aに掲載
小規模多機能型居宅介護 事業所	22,500千円 ～ 44,100千円	【県】1施設 15,000～36,600千円 【市】1施設 7,500千円
看護小規模多機能型居宅 介護事業所		
特定施設入居者生活介護 事業所（混合型）	現時点で制度なし	

（２）熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金

施設	単価上限・下限等
【創設】 広域型特別養護老人ホーム （30床以上）	【県】1床 914千円 ※地域密着型の増床（ユニット）の場合についてはQ & Aに 掲載
【増床】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型いずれ の施設でも可	
【ショートステイから転換】 特別養護老人ホーム ※広域型・地域密着型いずれ の施設でも可	現時点で制度なし
認知症高齢者グループホーム	【県】1床 914千円 ※認知症高齢者グループホームの増床（ユニット）の場合に ついてはQ & Aに掲載
小規模多機能型居宅介護 事業所	
看護小規模多機能型居宅 介護事業所	
特定施設入居者生活介護 事業所（混合型）	

※災害イエローゾーン（注1）における整備については、補助金対象外となる可能性があります。

（注1）

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（a）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

（b）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

（c）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

5. 留意事項

（1）事前協議書類提出期限等

① 提出期限

令和 6 年（2024 年）11 月 25 日（月）午後 5 時必着

※ 提出の際は電話で日時を予約してください。

② 提出場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市役所 10 階 介護事業指導課

③ 提出部数

正本 1 部

※ 各種証明書類等は原本又は原本証明をしたものを提出してください。

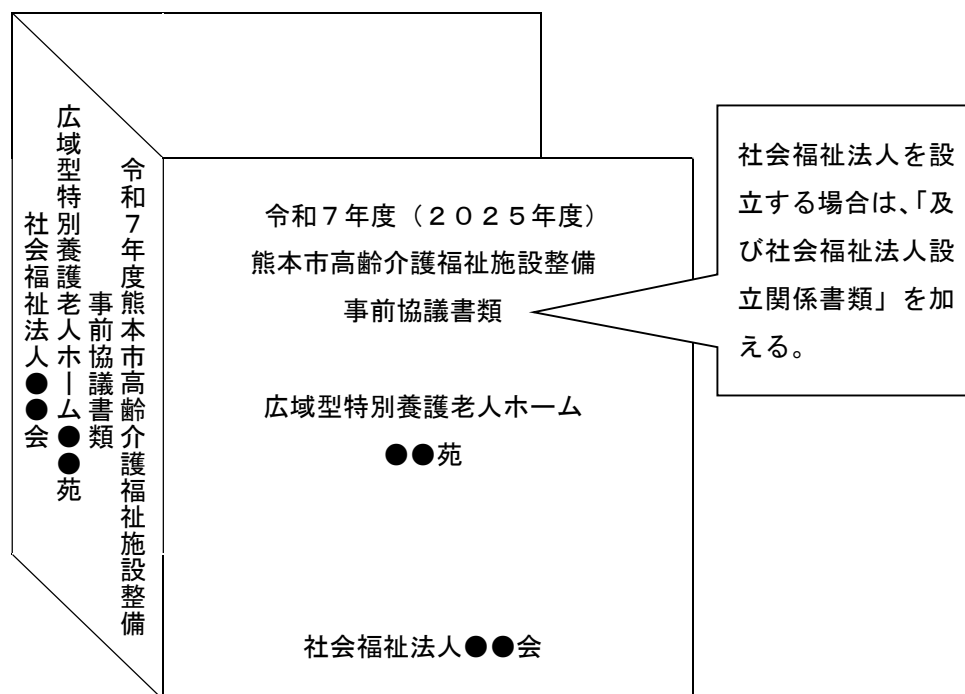
④ 提出期限後に計画の内容を変更することは認めません。また、新たな関係書類の提出も認めません。

⑤ 提出された事前協議書類の内容に疑義が生じた場合は、疑義内容を別途通知しますので、照会期間内に対応してください。

(2) 事前協議書類作成方法

- ① 事前協議に関する一切の費用については、提出者の負担とします。
- ② 製本は、次のとおりお願いします。

※ 広域型特別養護老人ホームの場合



- ※ ファイルに表題等を記載してください。
- ※ 書類はA4（図面についてはA3）サイズとしてください。
- ※ 冒頭に提出書類一覧を添付し、その順に書類を綴じ、インデックスを付してください。

(3) 整備予定地（創設又は増築を伴う増床）

- ① 生活に必要な施設や住民が生活している地域から離れ、孤立した場所は、整備予定地として好ましくありません。整備予定地の選定に当たっては、利便性や地域住民との交流等の観点から、公共交通機関の状況や生活関連施設、医療機関の距離等に配慮してください。
- ② 地元の反対運動等により事業が中止となった事例がありますので、地元住民をはじめ利害関係者を対象とした説明会等を開催し、理解が得られるよう、丁寧に説明してください。
- ③ 説明会等を業者任せにせず、代表者が率先して説明を行ってください。
- ④ 整備予定の敷地が一部でも浸水想定区域や土砂災害警戒区域にかかる場合、避難確保計画を作成することが法律で義務付けられています。本市ハザードマップを確認の上、該当する場合は避難確保計画を作成・添付し

てください。

また、上記の場合はもとより、整備予定の敷地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域にかからない場合であっても、それぞれの整備予定地における災害リスク・対応方針について確認しますので、調書を提出してください。

- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地においては、着工前に発掘調査が必要な場合があります。整備予定地が埋蔵文化財包蔵地であるかどうか、必ず確認を行ってください。
- ⑥ 外来・業務用車両の駐車場等の確保に配慮してください。
- ⑦ 事前協議書類提出後は、整備予定地の変更は認めません。

（４）整備予定地等に係る権利関係

- ① 安定的な運営の観点から、所有権があることが望ましく、購入等の場合も確実な履行が見込まれることが必要です。
- ② 抵当権等についても書類で確認します。

（５）建物の設計に関する精査

- ① 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法や厚生労働省の定める基準等のほか、本市条例に規定する基準等に適合するか、确实・十分に精査してください。
- ② 事前協議における採択については、計画された建物の、都市計画・開発・建築・消防等に係る関係法令等への適合を担保するものではありません。関係法令等への適合については、事前協議書類提出者において、関係部署に確認を行うなど、确实・十分に精査してください。
- ③ 同一敷地内に特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの整備を計画している場合などは、それぞれ事前協議・採択が必要ですので、事前協議書類は各１部提出してください。なお、採択を要する併設施設不採択の場合の本施設の整備の意向について、事前協議書類で確認します。
- ④ 各室の面積等は、内法測定など基準に従って測定してください。
- ⑤ 設計に当たっては、利用者の利便性はもとより、地域との交流や防災・減災対策、感染症対策、環境保全にも配慮してください。
- ⑥ 居宅介護支援事業所など補助制度のない施設との合築を予定している場合は、当該部分の整備に要する経費は補助対象外経費としてください。
- ⑦ 必要な設備・備品類について、計上漏れがないようにしてください。
- ⑧ 事前協議書類提出後は、原則として、建物の設計変更や定員変更は認めません。採択後、詳細設計等を行う中で、設計等に変更が生じた場合は、速やかに介護事業指導課と協議を行う必要があります。その際、利用者のサービスの低下につながるような変更や採択に係る審査に影響を及ぼす

ような変更については、認められない場合があります。

(6) 資金計画

- ① 自己資金や寄附金については、金融機関の残高証明書により確認できるものに限り、口座名義・寄附者等の別や金融機関の別にかかわらず、全て同日の預金残高について証明されたものを提出してください。
- ② 借入金については、金融機関の融資証明書で確認できるものに限り、ます（独立行政法人福祉医療機構からの借入金を除く）。
- ③ 独立行政法人福祉医療機構からの借入については、「2024年度福祉貸付事業 融資のごあんない」（同機構ホームページ掲載）等を確認してください。
- ④ 補助金については、補助上限額以下であれば財源の一部として見込んで結構ですが、単価変動の場合も対応できるよう、余裕を持った資金計画を立ててください。災害イエローゾーン（前掲）における整備については、補助金対象外となる可能性があることを留意の上、資金計画をたててください。
- ⑤ 用地費・建築費等のほか、開設後の年間事業費の12分の2以上の運転資金も事前に確保する必要があります。
- ⑥ 移行時特別積立預金（平成11年度末（1999年度末）までに特養を開設した社会福祉法人のみ）が残存する場合は、移行時特別積立預金の使用見込み（平成21年度（2009年度）決算から令和6年度（2024年度）決算見込まで）を計上してください。令和6年度（2024年度）以降に残存する見込の場合、補助金充当額から減じる場合があります。

(7) 補助金の不正受給

- ① 工事費の水増しや架空の工事契約を締結するなど、補助金の不正受給等の事実が発覚した場合、補助金返還はもとより、不正に関与した者について刑事告発を行うなど、厳正な対応をとることとしています。
- ② 補助金の不正受給等があった場合、補助事業者の住所、名称、代表者氏名、事実の概要等を公表する場合があります。
- ③ 補助事業を行うために締結する契約の相手方等から、寄付金等の資金提供を受けることのないようにしてください。

(8) 採択の基準

- ① 1項目でも審査基準を満たしていない場合は、審査対象外・不採択となります。
- ② 審査基準を満たしている場合、加点による合計点の高い順から採択します。

- ③ ヒアリングの合計点が標準点（０点）を下回る場合は、他の加点の如何にかかわらず不採択となります。

（９）採択の取消し

以下に掲げる場合には、採択を取り消すことがあります。

- ① 当該事前協議書類の内容に虚偽があると認める場合
- ② 本市と協議することなく、当該施設整備の内容を変更した場合
- ③ 当該施設整備に係る本市の指示又は指導に従わない場合
- ④ 当該施設整備の内容が老人福祉法、介護保険法、社会福祉法その他の当該施設整備に関連する法令、当該法令に関連する告示、通知、本市条例等に適合しない場合
- ⑤ 資金を確保することができず、当該施設整備が困難と認める場合
- ⑥ 正当な理由がなく、当該事前協議書類で提出者が示した開設予定日までに当該施設を開設することができない場合

（１０）介護保険事業所としての指定申請

- ① 採択された施設でも介護保険サービス事業を提供するためには、別に熊本市長の指定（許可）を受ける必要があります。
- ② 指定申請にあたっては、必要書類一式が揃い、補正が完了した上での受付となりますので、開設予定日の１月前までにこの受付を済ませてください。

（１１）質問等

質問等がある場合は、介護事業指導課宛（ファックス：０９６－３２７－０８５５・メール：kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp）に質問票を送付してください。

2 施設各論

※ 施設各論中、介護予防サービスに係る条例は省略していますので、必要に応じて各自確認してください。

1. 【創設】広域型特別養護老人ホーム

(1) 基本事項

- ① 施設創設に限ることとします。
- ② 全室個室ユニット型を基本とします。
- ③ 令和9年（2027年）4月1日まで（2ヵ年事業）に開設することとします。
- ④ 整備地は未整備の地域に限定しませんが、整備予定の日常生活圏域に広域型がない場合に加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。
- ⑤ 特別養護老人ホームの設置・運営主体は社会福祉法人のみです。
- ⑥ 特別養護老人ホームは、介護保険法上の「指定介護老人福祉施設」に係る基準及び老人福祉法上の「特別養護老人ホーム」に係る基準に適合する必要がありますので注意してください。

(2) 基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やQ & A等も参照してください。

なお、今回の事前協議の対象は、全室個室ユニット型を基本とするので、基準は「ユニット型」を確認してください。

【条例】

熊本市HP＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生＞第1章社会福祉＞第4節高齢者福祉
- ・ 第7編民生＞第4章介護保険等

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、以下の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞
介護・福祉＞集団指導について＞令和6年度（2024年度）熊本市
介護サービス事業者集団指導について

[https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&i
d=42948&class_set_id=2&class_id=3065](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&i
d=42948&class_set_id=2&class_id=3065)

・ 介護老人福祉施設（広域） 人員・設備・運営 P8～P48

（3）その他留意事項

開設時までには研修修了が必要な人員がありますので注意してください。

2. 【増床】特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型共通）

（1）基本事項

- ① 増床にあたっては、指定済みの特別養護老人ホームに限ることとし、既存施設の敷地内における増築又は既存施設の改修によることとします。
- ② 従来型の施設は従来型個室で、ユニット型の施設はユニット型個室での増床を基本とします。
- ③ 令和8年（2026年）4月1日までに増床することとします。
- ④ 増床にあたっては、地域を限定しませんが、増床の必要性が高い、小規模である30床未満の事業所に加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。
- ⑤ 特別養護老人ホームの設置・運営主体は社会福祉法人のみです。
- ⑥ 特別養護老人ホームは、介護保険法上の「指定介護老人福祉施設」又は「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に係る基準及び老人福祉法上の「特別養護老人ホーム」に係る基準に適合する必要があるしますので注意してください。

（2）基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（広域型）、「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（地域密着型）及び「熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（広域型・地域密着型共通）に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やQ & A等も参照してください。

【条例】

熊本市HP＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生＞第1章社会福祉＞第4節高齢者福祉
- ・ 第7編民生＞第4章介護保険等

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、以下の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞集団指導について＞令和6年度（2024年度）熊本市介護サービス事業者集団指導について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&i_d=42948&class_set_id=2&class_id=3065

- ・ 介護老人福祉施設（広域） 人員・設備・運営 P8～P48
- ・ 介護老人福祉施設（密着） 人員・設備・運営 P4～P53

（3）その他留意事項

- ① 増床にあたって、地域密着型から広域型へ転換することは可能ですが、広域型特別養護老人ホームとして新規指定申請が必要となるため、「（2）基準」については、広域型特別養護老人ホームの基準を満たしているか、十分に確認を行ってください。
- ② 地域密着型から広域型へ転換する場合、過去に受領した施設整備等の補助金の一部返還が必要となることがありますので、ご注意ください。
- ③ 既存施設の増床計画の策定にあたっては、特に調理室等、既存の設備が整備後の定員に耐えられる規模であるかを十分に検討してください。
- ④ 既存施設の居室面積等が現行の基準を満たしていない場合で、これを改善することなく増床計画を策定する場合、既存部分の処遇改善より増床を優先する理由を説明した資料（様式は自由）を提出してください。

3. 【ショートステイからの転換】特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型共通）

（１）基本事項

- ① 特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型は問わない。）と一体的に運営が行われる短期入所生活介護（以下、「ショートステイ」という。）からの転換に限ります。
- ② ショートステイからの転換にあたっては、申請日までにショートステイの指定を受けている事業所を対象とします。
- ③ ショートステイからの転換にあたっては、既存施設の改修によることとします。
- ④ 転換後の居室は、個室に限ることとします。
- ⑤ 令和８年（２０２６年）４月１日までに転換することとします。
- ⑥ ショートステイの転換にあたっては、事業所におけるショートステイ床数を０床とする計画である場合は、審査対象外（不採択）とします。
- ⑦ ショートステイからの転換にあたっては、地域を限定しませんが、広域型及び地域密着型を問わず、転換する特別養護老人ホームの日常生活圏域における短期入所生活介護に係る事業所の整備状況に応じて、加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。
- ⑧ 特別養護老人ホームの設置・運営主体は社会福祉法人のみです。
- ⑨ 特別養護老人ホームは、介護保険法上の「指定介護老人福祉施設」又は「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に係る基準及び老人福祉法上の「特別養護老人ホーム」に係る基準に適合する必要がありますので注意してください。

（２）基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（広域型）、「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（地域密着型）及び「熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（広域型・地域密着型共通）に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やＱ＆Ａ等も参照してください。

【条例】

熊本市ＨＰ＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

・ 第７編民生＞第１章社会福祉＞第４節高齢者福祉

- ・ 第7編民生＞第4章介護保険等

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、以下の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞集団指導について＞令和6年度（2024年度）熊本市介護サービス事業者集団指導について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=42948&class_set_id=2&class_id=3065

- ・ 介護老人福祉施設（広域） 人員・設備・運営 P8～P48
- ・ 介護老人福祉施設（密着） 人員・設備・運営 P4～P53

（3）その他留意事項

- ① ショートステイからの転換にあたっては、地域密着型から広域型へ転換することは可能ですが、広域型特別養護老人ホームとして新規指定申請が必要となるため、「（2）基準」については、広域型特別養護老人ホームの基準を満たしているか、十分に確認を行ってください。
- ② 地域密着型から広域型へ転換する場合、過去に受領した施設整備等の補助金の一部返還が必要となることがありますので、ご注意ください。

4. 認知症高齢者グループホーム

（1）基本事項

- ① 施設創設又は既存施設の増床（ユニット）によることとします。
- ② 施設創設の場合は1施設当たり2ユニットを上限とします。
- ③ 既存施設の増床の場合は既存ユニットと増床ユニットの合計が3ユニットを上限とします。
- ④ 令和8年（2026年）4月1日までに開設することとします。
- ⑤ 整備地は未整備の地域に限定しませんが、整備予定の小中学校区に認知症高齢者グループホームがない場合に加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。

(2) 基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やQ & A等も参照してください。

【条例】

熊本市ホームページ＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規 集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生＞第4章介護保険等

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、以下の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞集団指導について＞令和6年度（2024年度）熊本市介護サービス事業者集団指導について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=42948&class_set_id=2&class_id=3065

- ・ 認知症対応型共同生活介護 人員・設備・運営 P2～P41

(3) その他留意事項

開設時までには研修修了が必要な人員がありますので注意してください。

5. 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型事業所含む）

(1) 基本事項

- ① 施設創設によることとします。
- ② 令和8年（2026年）4月1日までに開設することとします。
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備地は未整備の地域に限定しますが、整備予定の日常生活圏域・小学校区に小規模多機能型居宅介護事業所がない場合に加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。

- ④ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備地は未整備の地域に限定しませんが、整備予定の日常生活圏域・小学校区に看護小規模多機能型居宅介護事業所がない場合に加点を行います。その他のものを含め、審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。

(2) 基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やQ & A等も参照してください。

【条例】

熊本市ホームページ>行政情報>市政情報の公表>例規・要綱>熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集>熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生>第4章介護保険等

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き（サテライト型事業所を除く）

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、以下の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>集団指導について>令和6年度（2024年度）熊本市介護サービス事業者集団指導について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=42948&class_set_id=2&class_id=3065

- ・ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
人員・設備・運営 P1～P35・P84～P100

③ サテライト型事業所について

平成24年度の介護報酬改定より、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型小多機」という。）平成30年度の介護報酬改定より、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型看多機」という。）の設置が可能となりました。

サテライト型事業所の詳しい基準については、平成十八年厚生労働省令第三十四号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準や国の解釈通知やQ & A 等も参照してください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

(3) その他留意事項

開設時までには研修修了が必要な人員がありますので注意してください。

6. 特定施設入居者生活介護事業所（混合型）

(1) 基本事項

- ① 既存施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム又は軽費老人ホーム）への指定又は既存特定施設の増床によることとします。
- ② 既存施設とは、申請日時点で事業開始している施設（無届有料老人ホームを除く）を対象とします。
- ③ 混合型とします。
- ④ 介護専用型及び地域密着型についても、特定施設（混合型）への転換を可能とします。
- ⑤ 令和8年（2026年）4月1日までに開設することとします。
- ⑥ 整備地は未整備の地域に限定しません。
- ⑦ 既存特定施設の増床については、29床以下（要介護者以外の受け入れ分を含む）の場合に加点を行います。その他審査基準・加点等については、審査基準表を確認してください。
- ⑧ 推定利用定員は、入居定員総数の7割です。（養護老人ホーム以外：入居定員総数103人×0.7＝72人・養護老人ホームのみ：入居定員総数50人×0.7＝35人）
- ⑨ 特定施設の指定は特定施設単位で行われるものであり、一の特定施設の中で、特定施設の指定を受ける部分とそうでない部分に分けることは、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じる可能性があることから認められません（平成20年（2008年）2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）。
- ⑩ 特定施設に係る基準に加え、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム又は軽費老人ホームに係る基準等に適合する必要がありますので注意してください。

(2) 基準

① 条例等

基準については、「熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定めるとおりですので、必ず条例を確認することはもとより、国の解釈通知やQ & A等も参照してください。

【条例】

熊本市ホームページ>行政情報>市政情報の公表>例規・要綱>熊本市の例規 集、要綱集・審査基準集へのリンク集>熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生>第4章介護保険等

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

② 熊本市作成の手引き

基準については、上記の条例等を確認することを基本としますが、次の本市が作成する手引きにおいて簡潔にまとめていますので併せて活用してください。

【手引き】

熊本市HP>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>集団指導について>令和6年度（2024年度）熊本市介護サービス事業者集団指導について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=42948&class_set_id=2&class_id=3065

- ・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
人員・設備・運営 P5～P27

(3) その他留意事項

① 有料老人ホームの場合

「熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合する必要があります。
熊本市ホームページ>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>有料老人ホーム関連>熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2329&class_set_id=2&class_id=1845

② サービス付き高齢者向け住宅の場合

「サービス付き高齢者向け住宅登録基準」に適合する必要があります。

また、令和2年（2020年）4月以降にサービス付き高齢者向け住宅を登録・更新する場合は、「熊本市サービス付き高齢者向け住宅事業に係る取扱指針」が適用されます。

サービス付き高齢者向け住宅の詳細については、住宅政策課に確認してください。

熊本市ホームページ＞くらし・環境＞住宅・建築物・上下水道＞住まい＞住宅事業者向け情報＞サービス付き高齢者向け住宅（通称：サ高住）に関する情報

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2048&class_set_id=2&class_id=3306

③ 養護老人ホームの場合

「熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に適合する必要があります。

熊本市ホームページ＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生＞第1章社会福祉＞第4節高齢者福祉

④ 軽費老人ホームの場合

「熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」に適合する必要があります。

熊本市ホームページ＞行政情報＞市政情報の公表＞例規・要綱＞熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集＞熊本市例規集

https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_menu.html

- ・ 第7編民生＞第1章社会福祉＞第4節高齢者福祉

3 様式集・質問票

事前協議 提出書類一覧

※各種証明書等は、事前協議書類提出日前3月以内に発行されたものとする

※計画用地等の登記簿謄本及び金融機関の残高証明書は、事前協議受付開始日以降の日付に発行されたものとする

※金融機関の残高証明書等は、口座名義・寄付者等の別や金融機関の別にかかわらず、全て同日の預金残高について証明されたものであること

整理 番号	提出書類		様 式	備考	確認・チェック欄	
					法人	介護事業指導課
1	基礎 資料	事前協議書類鑑文書	様 式 あ り			
2		事前協議書	様 式 あ り	審査上極めて重要な書類であることから、不備・漏れなく記入し、選択項目については該当に○印を付すこと		
3		審査基準表(確認・チェック表)	様 式 あ り	関係部署に確実に確認を行うなど、法人の責任において当該チェック表により必ず確認を行うこと		
4		事業計画概要	様 式 任 意	様式任意であるが、「計画理由・理念及び計画内容」・「利用者処遇」・「人材・資質確保」・「地域包括ケアシステムにおける役割」・「開設までのスケジュール(工事工程を含む)」について、A4用紙2～4枚程度で簡潔にまとめること		
5		災害リスク・対応方針に関する調査	様 式 あ り	整備予定地が避難確保計画の作成が義務付けられる区域内の場合は当該計画も併せて作成・添付すること		
6		法人登記簿		既設法人のみとし、原本証明がある場合写し可(以下原本の指定がある場合を除き、各種証明書等について同じ)		
7		法人役員・管理者等(就任予定者)名簿	様 式 あ り			
8		介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業に関する調査	様 式 あ り	当該補助金を希望する場合のみ		
9	用地・建物	位置図	様 式 任 意	・2万5千分の1程度の縮尺により整備予定地の大きな位置が確認できるもの ・2千分の1程度の縮尺により近隣が確認できるものにそれぞれ事前協議書の「周辺施設」に記載した駅・バス停・公共施設・商店・金融機関・協力医療機関・協力歯科医療機関を示し、整備予定地までの直線距離(敷地間の最短直線距離で可)を記載すること(上記縮尺は目安であり上記施設との距離・図の見やすさを考慮し柔軟に対応可) ・サテライト型小多機・看多機の場合、本体事業所との位置関係と自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内であることを確認できるもの		
10		整備予定地・整備予定地周辺写真	様 式 任 意	・周辺から整備予定地を撮影したもの ・整備予定地から周辺を撮影したものをそれぞれ少なくとも4方向分以上とし、撮影場所・撮影方向を示した図を添付すること		

11	用地・建物	建物の配置図・平面図・立面図	様式任意	余白に敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率、図中に室名・内法(面積基準が壁芯による場合は壁芯)面積を記載するとともに、事前協議書の「設備・構造の充実」に記載した加点对象となる設備・構造(洗面設備・便所・浴室・防災減災関係・感染症対策関係・環境保全関係・交流スペース)についても明確に示すこと(既存施設改修の場合は改修前・後いずれも提出)		
12		各室面積表	様式あり	基準上必要なものについて漏れなく全て記載し、面積基準等を満たしていることを確認すること(既存施設改修の場合は改修前・後いずれも提出)		
13		土地・建物登記簿謄本	/	・原本とし、購入・寄附・貸与の場合も提出すること ・登記簿謄本の交付日は事前協議受付開始日以降の日付に限る		
14		字図	/			
15		全ての所有者に係る売買契約(確約)書・譲渡確約書・寄附確約書等	様式任意	購入・寄附の場合のみとし、実印使用・印鑑登録証明書添付のこと		
16		国・地方公共団体からの貸与・使用許可証明書類	/	国・地方公共団体からの貸与・使用許可の場合のみ		
17		地上権登記確約書・賃借権登記確約書・賃貸借契約(確約)書等	様式任意	国・地方公共団体以外の者からの貸与の場合のみとし、実印使用・印鑑登録証明書添付のこと		
18		抵当権等解除に係る確約書・財源証明書類(資金提供者の確約書・残高証明書等)	様式任意	抵当権等解除の場合のみとし、確約書は実印使用・印鑑登録証明書添付のこと		
19		当該事前協議に係る事業に係る債務のみを担保する抵当権等であることの証明書類(金融機関との契約書・金融機関の証明書・抵当権等の設定契約書等)	様式任意	当該事前協議に係る事業に係る債務のみを担保する抵当権等がある場合のみ		
20	資金計画	・総事業費 ・開設後の年間事業費の12分の2以上の運転資金 の財源確保証明書類	/	・自己資金・・・残高証明書で確認 ※金融機関の残高証明書は、口座名義・寄付者等の別や金融機関の別にかかわらず、全て同日の預金残高について証明されたものであること。また、事前協議受付開始日以降の日付に発行されたものであること。 ・借入金・・・融資証明書で確認 ※福祉医療機構からの借入の場合は貸付金限度額計算表で確認 ※金融機関の都合等により事前協議書類提出期限(11月25日)までの融資証明書の提出が困難な場合は12月27日まで猶予期間を設ける(12月27日までに融資証明書の提出がない場合は審査対象外とする) ・寄附金・・・確約書(実印使用・印鑑登録証明書添付)・寄附者の残高証明書で確認		

21	資金計画	借入金償還計画表	様式あり	事前協議書の「資金計画」に係る借入金がある場合のみ		
22		収支計画表	様式任意	様式任意であるが、少なくとも開設後5年以上の計画とし、客観的・合理的な算定に基づく、対外的に説明可能なものであること		
23		決算書	様式任意	直近2年分（新設法人を除く）		
24	主な人員配置	管理者の履歴書・資格・研修修了証明書類		事前協議書の「主な人員配置」に記載した管理者の履歴書・資格・研修修了を証するもの		
25		その他人員の資格・研修修了証明書類		事前協議書の「主な人員配置」に記載した管理者以外の人員の資格・研修修了を証するもの		
26	医療機関	協力医療機関・協力歯科医療機関に係る確約書等	様式任意	開設後の協力を証するもの		
27	地元説明・地域交流	地元説明関係書類	様式任意	事前協議書の「地元説明」に記載した内容に係る説明会開催通知・説明会当日配布資料・議事録等		
28		地域との交流計画	様式任意	様式任意であるが、A4用紙2～3枚程度で簡潔にまとめることとし、地域に開放された交流スペースがある場合の具体的な活用計画策定の加点を希望する場合は、当該活用計画についても必ず交流計画中に記載すること		
29	サテライト型事業所	本体事業所の登録者数の関係資料	様式任意	本体事業所の登録者が登録定員の70／100を超えたことがあることが分かるもの（本体事業所の事業開始以降1年以上を満たない場合のみ提出）		
30		本体事業所の介護支援専門員の資格証等の写し		計画作成担当者研修修了証・介護支援専門員資格証の写し（サテライト型事業所専従の介護支援専門員を置かない場合のみ提出）		
31	社会福祉法人設立	社会福祉法人設立調書	様式あり	今回施設整備に当たって社会福祉法人を設立する場合のみ		
32		理事長・理事・監事・評議員就任予定者の履歴書	様式任意			

令和●年●月●日

熊本市長 宛

法人所在地 ●●●●●●●●●●●●●●●●

法人名称 ●●●●●●●●●●●●●●●●

代表者職・氏名 ●●●●●●●● ●● ●●

令和7年度(2025年度)熊本市高齢介護福祉施設整備について、添付書類のとおり計画しているので、事前に協議します。

連絡先・通知等送付先	
郵便番号	〒●●●-●●●
住所	●●●●●●●●●●●●●●●●
担当者名	●●
TEL	●●●-●●●-●●●●
FAX	●●●-●●●-●●●●
メール	●●●●●●●●●●●●●●●●

事前協議書【法人名 ●●●●●●●●】

[illegible]

用地	整備予定地	熊本市●●区●●●●●●●●					
	小学校区	●●●●					
	※以下の選択項目はいずれかに○印を付すこと						
	用地所有権等(◎)	所有(済 ・ 予定) ・ 貸与(済 ・ 予定)					
	抵当権等(◎)	有 ・ 無 抵当権等の種類(●●●●) ※有の場合記入 設定の目的(●●●●●●●●●●●●●●) ※有の場合記入					
	都市計画区域(◎)	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 都市計画区域外					
	用途地域(◎)	該当(●●●●●地域) ・ 非該当 ※市街化区域の場合のみ					
	熊本市立地適正化計画 における居住誘導区域(◎)	該当(●●●●●地区) ・ 非該当 ※市街化区域の場合のみ					
	災害レッドゾーン(災害危険区域・地すべり防止区域・土砂 災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域)	該当(●●●●●区域) ・ 非該当					
	開発許可・建築許可(◎)	要 ・ 不要					
	開発審査会付議(◎)	要 ・ 不要 ※要の場合開催時期:令和●年●月					
	農用地区域(◎)	該当 ・ 非該当					
	農地転用許可(◎)	要(許可見込有 ・ 許可見込無) ・ 不要 ※要の場合農業委員会開催時期:令和●年●月					
	埋蔵文化財包蔵地(◎)	包蔵地であり発掘調査必要 ・ 包蔵地であるが発掘調査不要 ・ 非該当					
建物	整備区分	新設 ・ 既設(改修有 ・ 改修無)					
	建物所有権等(◎)	所有(済 ・ 予定) ・ 貸与(済 ・ 予定)					
	抵当権等(◎)	有 ・ 無 抵当権等の種類(●●●●) ※有の場合記入 設定の目的(●●●●●●●●●●●●●●) ※有の場合記入					
	建物構造	●●●●●●●●造	階数	●階建			
	耐火区分	耐火 ・ 準耐火 ・ その他(●●●●)					
	敷地面積	●●●●㎡	建築面積	●●●●㎡			
	延床面積	●●●●㎡	建ぺい率	●●●●%			
	併設施設・事業所	有(●●●●●●●●●●) ・ 無					
	採択を要する併設施設不採択 の場合の本施設の整備の意向	採択を要する併設施設無 ・ 確実に整備する ・ 整備しない					
給(排水)	給水(熊本市上水道・井戸水等)	●●●●					
	排水(熊本市下水道・合併処理浄化槽 等)	●●●●					
道路(接道・幅員)(◎)		法令上・施設運営上の問題有 ・ 法令上・施設運営上の問題無					
資金計画	補助金がない場合の整備の意向		補助金なしで整備する ・ 補助金がなくても確実に整備する ・ 補助金があれば整備しない				
	区分	金額(単位:千円)	財源内訳(単位:千円)				
			自己資金	補助金	福祉医療機構 借入金	一般金融機関 借入金	寄附金
	用地費	9,999	5,555		2,222	1,111	1,111
	建築費	9,999	5,555	1,111	1,111	1,111	1,111
	設備・備品費	9,999	5,555	1,111	1,111	1,111	1,111
	年間事業費2/12 以上の運転資金	9,999	5,555		2,222	1,111	1,111
	その他	9,999	5,555	1,111	1,111	1,111	1,111
	合計	49,995	27,775	3,333	7,777	5,555	5,555
※この表の中で施設整備費補助金に充てられるのは「建築費」、開設準備経費助成事業補助金に充てられるのは「設備・備品費」「その他」になります。							

主な人員配置	特養の場合	施設長・管理者	氏名	●● ●●	施設長資格	●●●●		
		生活相談員	氏名	●● ●●	生活相談員資格	●●●●		
		医師	氏名	●● ●●				
		介護支援専門員	氏名	●● ●●	介護支援専門員資格	有 ・ 無		
	GHの場合	代表者	氏名	●● ●●	開設者研修	済 ・ 未		
		管理者	氏名	●● ●●	管理者研修	済 ・ 未		
		管理者	氏名	●● ●●	管理者研修	済 ・ 未		
		管理者	氏名	●● ●●	管理者研修	済 ・ 未		
		計画作成担当者	氏名	●● ●●	実践者研修・介護支援専門員資格	研修(済・未)・資格(有・無)		
	小多機・看多機の場合	代表者	氏名	●● ●●	開設者研修	済 ・ 未		
		管理者	氏名	●● ●●	管理者研修	済 ・ 未		
		介護支援専門員	氏名	●● ●●	介護支援専門員資格	有 ・ 無		
					計画作成担当者研修	済 ・ 未		
	サテライト型小多機・看多機の場合	代表者	氏名	●● ●●	開設者研修	済 ・ 未		
					本体事業所との兼務	有 ・ 無		
		管理者	氏名	●● ●●	管理者研修	済 ・ 未		
					本体事業所との兼務	有 ・ 無		
		介護支援専門員	サテライト型事業所専従の介護支援専門員を配置する場合	氏名	●● ●●	介護支援専門員資格	有 ・ 無	
						計画作成担当者研修	済 ・ 未	
						本体事業所の介護支援専門員氏名	●● ●●	
						サテライト型事業所計画作成担当者研修	氏名 ●● ●●	
						済 ・ 未		
	特定施設の場合	管理者	氏名	●● ●●				
生活相談員		氏名	●● ●●					
計画作成担当者		氏名	●● ●●	介護支援専門員資格	有 ・ 無			
※最も近距離のものを各1つ記載 周辺施設	駅	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
	バス停	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
	公共施設	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
		※国・県・市が設置する法令等に基づく施設・学校であって地域交流に寄与し災害時の避難場所等になり得る施設						
	商店	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
		※歯ブラシ・下着・嗜好品等日常生活上必要となる物品の購入が可能である店舗(コンビニ可)						
	金融機関	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
		※郵便局・銀行・信用金庫であって窓口を有するもの						
	協力医療機関	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		
	協力歯科医療機関	名称	●●●●●●●●●●		最短直線距離	●m		

我旺2

[illegible]

建設設備	共通	人員・設備・運営に関する基準等に係る関係法令等に適合する。 ※特定施設で有料老人ホームの場合には加えて熊本市有料老人ホーム設置運営指導指針に、サービス付高齢者向け住宅の場合はあっては加えてサービス付き高齢者向け住宅登録基準に適合する。	該当しない場合 欄	種別協議書様式で確認
(1)基準への適合	共通	都市計画・開発・建築・消防等に係る関係法令等に適合する。	該当しない場合 欄	防火防煙構造・避難経路・安全設備等の確認
(2)その他関係法令等への適合	共通	汚水・下水処理等の適切な排水処理設備を備えており、かつ、汚水・排水処理の状況については、人権保障が適切である。	該当しない場合 欄	汚水・下水処理設備・上下水道給排水設備等の確認
(3)排水処理	共通	各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれも備えている。	+2	
(4)設備構造の充実	特設の場合（新設）	各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれかを備え、もう一方の設備を共同生活室の2か所以上に分散して備えている（各居室にいずれも備える場合は除く）。又は洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれも共同生活室の2か所以上に分散して備えている（各居室にいずれも備えている場合は除く）。	+1	
	増床の場合	上記以外である。	0	
		各ユニットに浴室を備えている。	+1	
		各ユニットに浴室を備えていない。	0	
		各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれも備えている。	+2	
		各居室に洗面設備又は便所（ポータブルトイレ不可）のいずれかを備えている（各居室にいずれも備えている場合は除く）。	+1	
(5)防災・減災	G 場の合	各居室に洗面設備を備えている。	+1	
	H 場の合	各居室に洗面設備を備えていない。	0	
	特の定場施設	各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれも備えている。	+1	
		各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれかを備えていない。	0	
		各居室に洗面設備・便所（ポータブルトイレ不可）のいずれかを備えている。	0	
		防災・減災に資する。非常用自家発電設備・停電時や断水時も機能する給水設備（受水槽又は地下水利用給水設備）のいずれかの設備・構造を備えている。	+1	
		防災・減災に資する。非常用自家発電設備・停電時や断水時も機能する給水設備（受水槽又は地下水利用給水設備）のいずれかの設備・構造も備えていない。	0	
(6)感染対策	共通	感染症対策に資する。居室等における換気装置・ユニットごとの玄関室のいずれかの設備を備えている。	+1	
	共通	感染症対策に資する。居室等における換気装置・ユニットごとの玄関室のいずれかの設備を備えていない。	0	
(7)環境保全	共通	温暖化対策・省エネルギーに資する。太陽光発電・太陽熱利用給湯設備・暖房・換気・遮熱・断熱・防水性遮断等の設備・構造を備えている。	+1	
	共通	温暖化対策・省エネルギーに資する。太陽光発電・太陽熱利用給湯設備・暖房・換気・遮熱・断熱・防水性遮断等の設備・構造を備えていない。	0	
(8)地域交流	共通	地域に開放された専用の交流スペースがあり、かつ、具体的な活用計画が策定されている。	+2	
	共通	地域に開放された専用の交流スペースがない。又は地域に開放された交流スペースがあるが、具体的な活用計画が策定されていない。	+1	
	共通	地域に開放された専用の交流スペースがなく、かつ、具体的な活用計画が策定されていない。	0	

4 所有権・抵当権									
(1) 所有権	特 殊 の 場 合（新設・増床）	当該用地が次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 当該用地が次のいずれかに該当する。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権又は質借権の設定・登記が見込まれる。 当該用地が次のいずれかに該当し、かつ、当該建物が次の①～③のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権又は質借権の設定・登記が見込まれる。	+2	①登記簿原本で確認 ※登記簿原本の発行日は事前協議受付開始日以降の日付に限る					
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。	0	該当しない場合 審査対象外					
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。	該当しない場合 審査対象外 であるが該当す れば+2	②全ての所有者に係る売買契約（簿約）・譲渡権利 書・寄附権利書等で確認（実印使用・印鑑登録証明書添 付） ③貸与・使用許可証明書等で確認					
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	+2	④地上権登記簿約書・質借権登記簿約書・質貸借契約 （簿約）書等で確認（実印使用・印鑑登録証明書添付） ※注1 社会福祉法人の場合 ※注2 社会福祉法人以外の場合					
	特 殊 以 外 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	+1						
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	0						
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	該当しない場合 審査対象外	登記簿原本で確認 ※登記簿原本の発行日は事前協議受付開始日以降の日付に限る					
		当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	0	・抵当権等解除に係る簿約書・財産証明書類（資金提供 者の簿約書・財産証明書類等）で確認（簿約書実印使用・ 印鑑登録証明書添付） ・当該事前協議に係る簿約書・財産証明書類（資金提供 する抵当権等であることの証明書類（金融機関との契約 書・金融機関の証明書・付帯権利等の設定契約書等）で確 認（各書類実印使用・印鑑登録証明書添付）					
(2) 抵当権等	社 会 福 祉 法 人 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	該当しない場合 審査対象外	登記簿原本で確認 ※登記簿原本の発行日は事前協議受付開始日以降の日付に限る					
	財 産 抵 当 権 以 外 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	0						
	社 会 福 祉 法 人 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	-2						
	財 産 抵 当 権 以 外 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	0						
社 会 福 祉 法 人 の 場 合	財 産 抵 当 権 以 外 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	-2						
	財 産 抵 当 権 以 外 の 場 合	当該用地・建物のいずれも次のいずれかに該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄附を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ③国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。 ④国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける予定であり、10年以上の地上権若しくは質借権の設定・登記又は10年以上の質貸借契約 が見込まれる。	-2						

5 資金	事前協議書の「資金計画」に記載した、 ・総事業費 ・開設後の年間事業費の12分の2以上の運転資金 について、補助金・各種証明書等で確認可能な自己資金・借入金・寄附金により確保できる見通しがある。 ※補助金を財源の一部とする場合は、補助上限額以下で見込むこと(金額等は事前協議書添付資料の1総論参照)。 ※災害イエローゾーン(注1)における整備については、補助金対象外となる可能性があることを留意の上、資金計画を記載すること。 (注1) 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。 a 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域 b 浸水想定区域等 浸水想定区域等に関する区域は、次の区域とする。 (a)水防法(昭和24年法律第93号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域 (b)津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域 (c)特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水浸水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域	該当しない場合 審査対象外	・自己資金…残高証明書で確認 ※金融機関の残高証明書は、口座名義・寄付者等の別について証明されたものであること。また、事前協議書交付開始日以降の日付に発行されたものであること。 ・借入金…融資証明書で確認 ※福祉医療機構からの借入の場合は貸付金限度額計算表で確認 ※金融機関の都合等により事前協議書の提出が困難な場合は12月27日まで猶予期間を設ける(12月27日までに融資証明書の提出がない場合は審査対象外とする) ・寄附金…捺印書(実印使用・印鑑登録証明書添付)・寄附者の残高証明書で確認	
(1)資金確保 共通		該当しない場合 審査対象外		
(2)借入金確保 選計画 共通	事前協議書の「資金計画」に記載した借入金(上記(1)資金確保に係る借入金)について、償還計画が作成されており、当該計画が不合理なものではない。	該当しない場合 審査対象外	借入金確保計画表で確認	

6 法人・施設運営						
(1) 整備計画・ 理念・考え方	共 通	計画内容・利用者処遇・人材確保・資質確保・地域包括ケアシステムにおける役割・災害リスク対応等について、法人代表者・管理者（予定者）へのヒアリングを行う。 ※ヒアリングの合計点が標準点（0点）を下回る場合は、他の加点の如何にかかわらず不採択	特養（新設・増床）+9・GH+9・小多機+9・看多機+9・特定施設+9			
(2) 設置要件 等	小 サ 多 テ の 機 場 ・ イ ン ト 合 合 多 機	指定居宅サービス事業等その他保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経歴を有すること 本体事業所（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）において、以下2点のいずれかに該当すること ・事業開始以降1年以上の業績を有すること ・登録定員の70／100を超えたことがある 以下2点を満たすこと ・本体事業所との距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること ・1つの本体事業所にサテライト型事業所は2カ所までとすること 介護保険法に規定する指定の欠格事由に該当していない。	該当しない場合 審査対象外			
			該当しない場合 審査対象外			
			該当しない場合 審査対象外			
			該当しない場合 審査対象外			
(3) 行政処分 等	共 通	法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、申請日時点において本市が改善済と判断していない。 法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去3年間（令和3年度（2021年度）以降）において、不適切な行為により警告以上の行政指導を複数回受けたことがなく、かつ、警告以上の行政指導に係る是正が完了していないものはない。かつ、法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）において、不適切な行為により行政処分を受けたことがない。 法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去3年間（令和3年度（2021年度）以降）において、不適切な行為により警告以上の行政指導を複数回受けているか、又は警告以上の行政指導に係る是正が完了していない。 法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）において、不適切な行為により行政処分を受けたことがある。 虚偽その他不正の手段により交付を受けた補助金（介護保険施設及び介護事業指導課所管の補助金に限る。以下同じ。）について、過去3年間（令和3年度（2021年度）以降）において返還を命じられたことがない。 ※当該項目は、事前協議書の「資金計画」において財源として補助金を見込む場合のみ適用し、財源として補助金を見込まない場合は適用しない	0 -2 該当する場合は 補助対象外 -4 該当する場合は 補助対象外 該当しない場合 審査対象外			
(4) 補助金の 不正受給	共 通	過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）の整備に係る本市社会福祉施設等施設整備事業の採択を受けた後に、採択法人の責めに帰すべき事由により事業の実施を辞退したことがなく、かつ、事業を実施できなかったことがない。	0			
(5) 採択後の 辞退等	共 通	過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）の整備に係る本市社会福祉施設等施設整備事業の採択を受けた後に、採択法人の責めに帰すべき事由により事業の実施を辞退したことがあるか、又は事業を実施できなかったことがある。	-3			

2 建物・設備					
(1)基準への適合	人員・設備・運営に関する基準等に係る関係法令等に適合する。	該当しない場合 審査対象外	事前協議書類一式で確認		
(2)設備・構造 の充実	各居室に洗面設備・便所(ポータブルトイレ不可)のいずれも備えている。	+2			
	各居室に洗面設備又は便所(ポータブルトイレ不可)のいずれかを備えている(各居室にいずれも備えている場合を除く)。 上記以外である。	+1			
(3)防災・減災	防災・減災に資する、非常用自家発電設備・停電時や断水時も機能する給水設備(受水槽又は地下水利用給水設備)のいずれかの設備・構造を備えている。	+1	図面等で確認		
	防災・減災に資する、非常用自家発電設備・停電時や断水時も機能する給水設備(受水槽又は地下水利用給水設備)のいずれの設備・構造も備えている。	0			
(4)地域交流	地域に開放された専用の交流スペースがある。	+2	図面等で確認		
	地域に開放された専用ではない交流スペースがある。	+1			
	地域に開放された交流スペースがない。	0			

3 法人・施設運営			特養+6		
(1) 整備計画・理念・考え方	計画内容・利用者処遇・人材確保・資質確保・地域包括ケアシステムにおける役割・災害リスク対応等について、法人代表者・管理者（予定者）へのヒアリングを行う。 ※ヒアリングの合計点が標準点（0点）を下回る場合は、他の加点の如何にかかわらず不採択				
(2) 行政処分等	介護保険法に規定する指定の欠格事由に該当していない。	該当しない場合 審査対象外			
	法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、不適切な行為により行政処分を受け、当該処分又は当該処分に基づく業務管理体制の整備に係る改善事項について、申請日時点において本市が改善済と判断していない。	該当する場合 審査対象外			
	法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去3年間（令和3年度（2021年度）以降）において、不適切な行為により勧告以上の行政指導を複数回受けたことがなく、かつ、勧告以上の行政指導に係る是正が完了していないものはない。かつ、法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）において、不適切な行為により行政処分を受けたことがない。	0			
	法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去3年間（令和3年度（2021年度）以降）において、不適切な行為により勧告以上の行政指導を複数回受けているか、又は勧告以上の行政指導に係る是正が完了していない。	-2 該当する場合は 補助対象外			
	法人が本市で運営する介護保険施設・事業所について、過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）において、不適切な行為により行政処分を受けたことがある。	-4 該当する場合は 補助対象外			
(3) 補助金の不正受給	虚偽その他不正の手段により交付を受けた補助金（介護保険課及び介護事業指導課所管の補助金に限る。以下同じ。）について、過去3年間（令和2年度（2020年度）以降）において返還を命じられなかったことがない。 ※当該項目は、事前協議書の「資金計画」において財源として補助金を見込む場合のみ適用し、財源として補助金を見込まない場合は適用しない	該当しない場合 審査対象外			
(4) 採択後の辞退等	過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）の整備に係る本市社会福祉施設等施設整備事業の採択を受けた後に、採択法人の責めに帰すべき事由により事業の実施を辞退したことがなく、かつ、事業を実施できなかったことがない。	0			
	過去5年間（令和元年度（2019年度）以降）の整備に係る本市社会福祉施設等施設整備事業の採択を受けた後に、採択法人の責めに帰すべき事由により事業の実施を辞退したことがあるか、又は事業を実施できなかったことがある。	-3			

※避難確保計画作成の必要があるかどうかにかかわらず必ず提出すること

)

)

[illegible]

法人役員・管理者等(就任予定者)名簿

No.	フリガナ	性別	生年月日	住所
	氏名		役職名・呼称	TEL・FAX
1	●●●● ●●●● ●● ●●	男	昭和●年●月●日 ●●●●●●	〒●●●-●●● ●●●●●●●●●● TEL●●●-●●●-●●● FAX●●●-●●●-●●●
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び管理者について記入すること

※記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記入すること

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業に関する調書
※当該補助金を希望する場合のみ提出すること

施設種別() 施設名()

1. 補助金の趣旨	介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、熊本市が募集する介護施設等(特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、広域型(定員30人以上)の施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、熊本市の計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。ただし、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和7年度中(広域型特別養護老人ホームの創設については、令和8年度)に着工することとする。 ※補助上限金額は、「1,230千円×大規模修繕・耐震化施設の定員数」であるが、単価変動の可能性や補助金自体がなくなる可能性もあり確約できるものではない
2. 大規模修繕・耐震化施設	施設種別() 施設名() 所在地(熊本市●●区●●●●●●) 定員(●人) 建築年(昭和・平成 ●年)
3. 整備区分 ※一定年数は、おおむね10年とする	※□にチェック✓すること ☐ 施設の一部改修: 一定年数(おおむね10年)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ☐ 施設の付帯設備の改造: 一定年数(おおむね10年)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ☐ 施設の冷暖房設備の設置等: 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 ☐ 避難経路等の整備: 居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 ☐ 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修: ①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事 ☐ 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修: 消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備 ☐ 土砂災害等に備えた施設の一部改修等: 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ☐ 施設の改修整備: 施設事業を行う場合に必要、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事 ☐ その他施設における大規模な修繕等: 特に必要と認められる上記に準ずる工事 ☐ 耐震化: 地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事
4. 整備内容	【具体的な整備(工事)内容】※可能な限り具体的に記載し図面等があれば添付すること 【概算費用】●●, ●●●千円 【着工～竣工までのスケジュール】 ・R●年●月 着工 ・R●年●月 ●●●の工事完了 ・R●年●月 ●●●の工事完了 ・R●年●月 竣工

※当該補助金は令和7年度以降も事業を継続するか未定。

各室面積表

[illegible]

借入金償還計画表(単位:円)

法人名		●●●●			借入先	●●銀行			
返済回数	返済年度	元金	利息	合計	償還財源内訳				
					●●●●●(財源名)	●●●●●(財源名)	●●●●●(財源名)	●●●●●(財源名)	
1	●●	2,000,000	200,000	2,200,000	1,100,000	1,100,000			
2	●●	2,000,000	200,000	2,200,000	1,100,000	1,100,000			
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					
合計		4,000,000	400,000	4,400,000	2,200,000	2,200,000	0	0	

※借入先ごとに作成すること

※完済までの計画について記入し、記入欄が不足する場合は、適宜欄・頁を設けるなどして記入すること

社会福祉法人設立調書

法人名称		社会福祉法人●●●●●●●●●●			法人所在地		熊本市●区●●●●●●●●●●				
設立代表者氏名		●● ●●		年齢	●	職業	●●●●●●●●		住所	熊本市●区●●●●●●●●●●	
社会福祉法人設立趣旨											
区分	氏名	年齢	職業等	社会福祉に関する経歴	社会福祉事業の経営に関する識見を有する ※○印を記載	事業の区域における福祉に関する実情に通じている ※①～⑥を記載	施設の管理者 ※○印を記載	親族関係等 ※関係を記載	社会福祉事業について識見を有する ※①～⑤を記載	財務管理について識見を有する ※○印を記載	
(理事長) 理事	1	●● ●●	60	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	○				/	
	2	●● ●●	50	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	○	○	1の配偶者		/	
	3	●● ●●	40	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●		③			/	
	4	●● ●●	30	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●		④	1の子		/	
	5									/	
	6									/	
	7									/	
	8									/	
	9									/	
	10									/	
監事	1	●● ●●	60	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	/	/	/	①	/	
	2	●● ●●	50	●●●●●●●● ●●	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	/	/	/		○	
	3					/	/	/			
	4					/	/	/			

[illegible]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・理事は、6人以上でなければならない ・理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること ・理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」が含まなければならない ・「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」の欄には次の該当する番号を記入すること <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員②民生委員・児童委員③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等④医師、保健師、看護師等保健医療関係者⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者⑥その他 ・理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない(上限3人)ことから、該当する場合には、「親族関係等」欄に「1の配偶者」、「1の子」等関係を記入すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、2人以上でなければならない ・監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない ・監事には、「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」が含まなければならない ・「社会福祉事業について識見を有する者」の欄には次の該当する番号を記入すること <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉に関する教育を行う者②社会福祉に関する研究を行う者③社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者④公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者⑤その他 ・監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない ・監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい |
| <ul style="list-style-type: none"> ・評議員の数は、理事の員数を超える数とする ・評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない ・評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない ・評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない |

令和7年度(2025年度)熊本市高齢介護福祉施設整備に係る事前協議

質 問 票

熊本市 介護事業指導課 宛

送付票不要

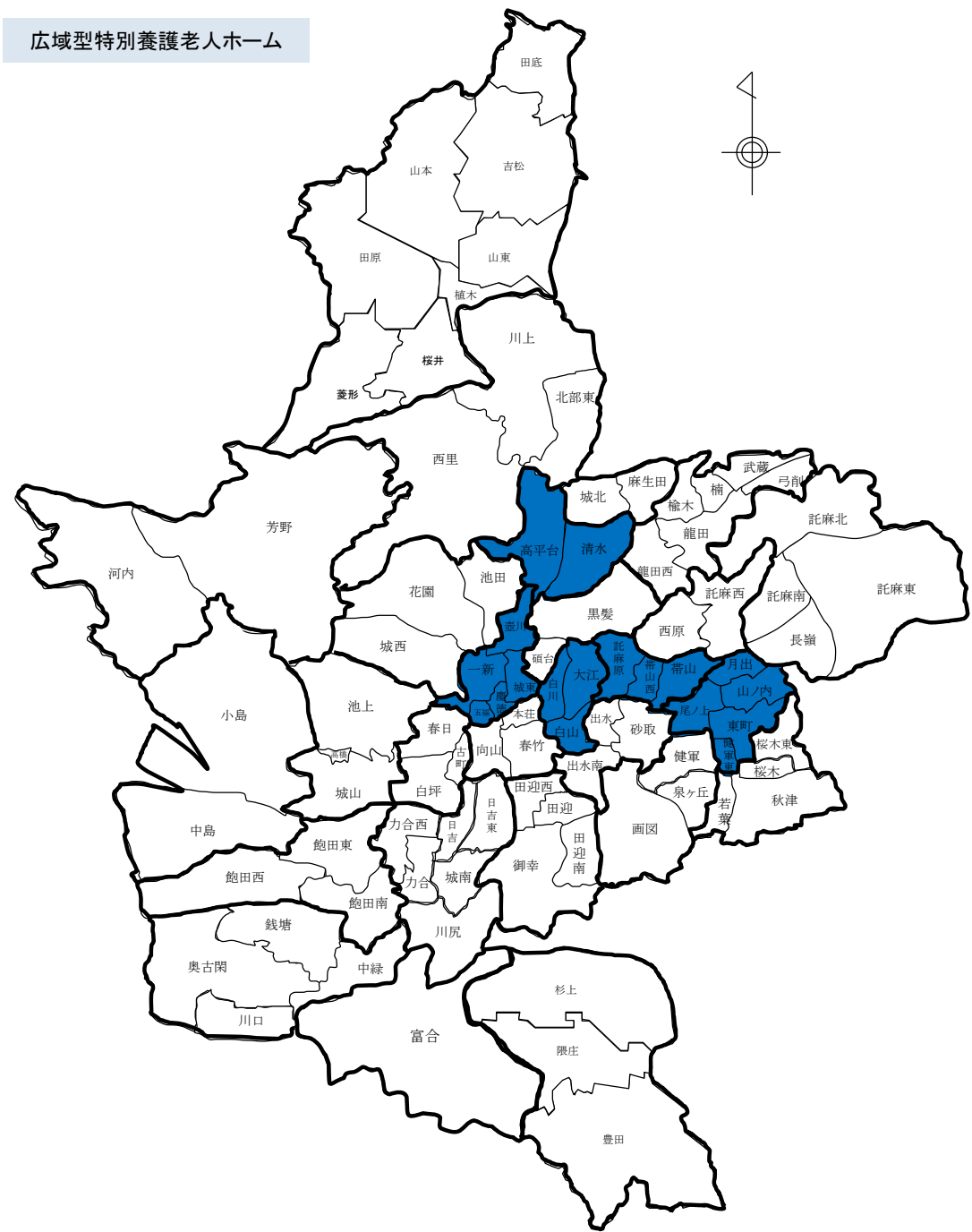
ファックス:096-327-0855

メール: kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp

法人名		
ご担当者名		
連絡先	電話	
	ファックス	
	メール	
質問施設種別		
質問内容		

4 既存施設配置状況

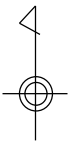
広域型特別養護老人ホーム



- 広域型特別養護老人ホームのない日常生活圏域である。
- 広域型特別養護老人ホームのある日常生活圏域である。

※整備中のものを含む。

ショートステイからの転換



Page 10

Page 10

※令和6年8月1日時点

[illegible]

☐ 小規模多機能型居宅介護事業所のある小学校区である。

52

[illegible]

看護小規模多機能型居宅介護事業所のない小学校区である。

※整備中のものを含む。

[illegible]

☐ 認知症高齢者グループホームのない小学校区である。

☐ 認知症高齢者グループホームのある小学校区である。